中小・小規模企業における個人保証について

平成25年3月14日 全国商工会連合会 理事 関戸 昌邦

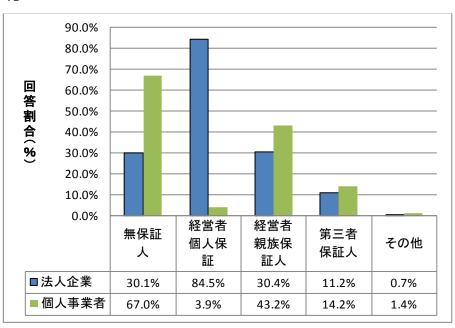
### 中小・小規模企業における保証人状況の実態

#### 全国連の調査結果(※)によると・・・

- > 法人・個人を問わず、第三者保証人が必要となる割合は回答企業の約1割。
- > 法人においては、8割超が経営者保証人を提供。

<融資実行時における保証人状況> 【複数回答】

		法人企業		個人事業者		
	無保証人	456	30.1%	707	67.0%	
C-1, C-1,	経営者個 人保証	1,280	84.5%	41	3.9%	١
	経営者親 族保証人	461	30.4%	456	43.2%	
	第三者保 証人	169	11.2%	150	14.2%	
	その他	11	0.7%	15	1.4%	
	(n=	1,515	) (n=	1,056	)	



※中小・小規模企業の資金繰り実態調査の概要

調査時点:平成24年9月20日~10月19日

調査対象:全国の商工会地域内の中小・小規模事業者

実施方法:商工会の経営指導員が直接、経営者と面接してヒアリング調査を実施

回答企業数:2,632社(回答企業の95%が従業員数「20人以下」)

# <入口論>借入時点における個人保証について

# 現状及び問題点

- ▶ 借入の際、経営者保証以外に選択肢がない。
- ▶ 事業者にとって「停止条件付保証契約」(非財務コベナンツ)が有用であるが、金融機関側のコスト等の問題があり、取扱金融機関が少ない。

# 意見

- ▶ 事業者の需要に応じた経営者保証以外のメニューを増やすべき
- **▶ 個人保証に変わる代替策は「停止条件付保証」(非財務コベナンツ)**
- 金融機関のコスト増加については、商工会などの既存の中小企業支援 機関を活用して対応。

### <出口論>再生局面における経営者保証について

### 現状及び問題点

- ▶ 個人保証の私的整理に係るガイドラインがないため、借入先が複数の場合、金融機関ごとに再生可能性に対する判断が異なる。
- ▶ 企業再生の場合、経営者自体が大きな経営資源となっている。

#### 意見

個人保証債務に係る私的整理ガイドラインが必要。その際、次の点を考慮。

- 事業者が私的整理の「手を上げやすい」仕組みづくり
  - (例:私的整理後も手元にセーフティネットを超える金額を残す。自宅を残す。)
- ▶ 小規模企業においては、経営者の交代を前提としない
- 金融機関ごとに再生可能性に対する判断が異なることの無いよう、ガイドラインの基準は数値を用いるなど具体的なものとするべき